

Human Assist Fax Report 2004.9



今年は台風の当たり年。おまけに地震も続いて色々心配なこの頃です。天災は避けられませんが、被害を少なくすることはできます。事故がおこってから処理より、事前の予防と対策の方が、時間もコストもかかりません。職場でも、ご家庭でもリスク管理が十分かどうか、総点検しましょう！

..... ヒューマン アシスト

社会保険労務士・ポジティブコーチ 水田かほる
〒540-0034 大阪市中央区島町 2-2-10-502
TEL06-4790-2305 FAX06-4790-8407
E-mail : mizuta-k@khaki.plala.or.jp

仕事中に発生した地震や台風でケガをしたら労災（業務上災害）になる？

原則として、業務上災害とはならない



労働基準局の通達では、いわゆる「天災事変」による災害の場合は、たとえ業務遂行中に発生したものであっても、一般的に業務起因性は認められない」としています。天災地変は自然現象であり、事業主の支配、管理下にあるかどうかに関係なく、他の生活をしていたとしても、同じようにその危険があるため、個々の事業主に災害発生責任があるとはいえないからです。

業務上の災害と認められる場合もある

しかし、当該労働者の仕事の性質や内容、作業条件や環境、事業場施設の状況などから、天災事変に際して、災害を被りやすい事情にあり、その事情と相まって発生した災害は、業務に伴う危険が具現化したものとして業務起因性が認められることがあります。

..... 具体例

ときどき爆発が起こる活火山に設置されているロープウェイの補強工事中に、突然火山が爆発し、噴石の落下によりその作業員が死亡した場合
< 爆発しやすい事情にあった >

柱とトタン屋根で囲いが無い選別作業場が倒壊したために、災害を受けた場合
< 構造の脆弱性による危険が地震とあいまっておこった >

事業主には、従業員の安全と健康を確保しなければならないという安全配慮義務があり、違反の場合は損害賠償責任が生じることになります。

